

戸籍証明等郵送交付申請書

相続(被相続人)用

(宛先) 千曲市長

令和 年 月 日

●申請者	自宅住所			
	フリガナ			
	氏名			
	電話	()	—	(亡くなられた方) 被相続人との続柄

- ・返送先はご自宅になります。会社などへ返送することはできません。
- ・電話番号には、昼間(8:30~17:15)に連絡が取れる番号をご記入ください。

※原則として本人、配偶者、親、子、祖父母、孫など直系血族以外は委任状が必要です。(兄弟姉妹、おじおば、配偶者の親や子、第三者など)

●下記のとおり申請します

本籍地	長野県	番地	
筆頭者氏名			
(亡くなられた方) 被相続人の氏名	(明・大・昭・平・令 ____年____月____日生)		
使用目的	相続の手続きのため (<input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> その他) に提出 提出先の詳細		
備考	連絡事項などを記入してください		

●必要な戸籍の内容

(亡くなられた方) 被相続人_____について……
(出生・婚姻・_____)から (死亡・_____)までの千曲市で取得できる戸籍を_____セット

●同封していただくもの

- ①本人確認書類。運転免許証や保険証(住所が印刷されたもの)、個人番号カード等の写し。
※戸籍は住民票の住所以外には送付できません。本人確認書類の住所が手書きの場合や、印刷されている住所と現在の住所が違う場合には、現在の住所を証明する書類も必要です。(住民票など)
- ②返信用封筒。切手を貼り宛名を書いたもの。
- ③手数料。郵便定額小為替で同封してください。切手などは受け取れませんのでご了承ください。
※出生から死亡までのように連続する戸籍を申請の場合、証明書が複数になることが予想されるため、手数料は概算として1セットあたり3,000円分(750円を4枚)の小為替の同封をお勧めします。
なお、余りは小為替でお返しし、足りない場合はご連絡し追加でお送りいただくことになります。
- ④続柄を確認できる戸籍の写し。申請者と被相続人との続柄を確認する必要があります。
なお、続柄を千曲市で確認できる場合は不要です。

☆ご不明な点は、お問い合わせください。

TEL 026-273-1111(代表) FAX 026-272-6739

申請書の送付先

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市役所 市民課